

# 令和元年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年3月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時00分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館2階 2・3号室
- 4 出席委員 18名  
1番・宿谷 昌一      2番・鷺尾 勲      3番・川上 和幸      4番・山口 喜松  
5番・一宮 敏昭      6番・鹿野 直子      7番・松木 一幸      8番・笹田 文彦  
9番・清水 利秋      10番・高倉 伸淳      11番・石尾 卓也      12番・滝川 岳雪  
13番・宮嶋 睦子      14番・平 克洋      15番・吉田 清      17番・柿木 和恵  
18番・鈴木 剛      19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 16番・波能 隆
- 6 事務局職員 津村事務局長      大谷農地係長      長根農地係主任  
荒農地係主任      武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 8番・笹田 文彦      9番・清水 利秋
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について
  - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について
  - (6) 議案第6号 旭川農業振興地域整備計画について
  - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (8) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (9) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
  - (10) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
  - (11) 報告第5号 旭川農業振興地域整備計画について

## 10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、18名であります。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、16番波能委員から欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 8番笹田委員、9番清水委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（武田主任） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で2件の計4件、使用貸借権設定が、東旭川地区で2件の、あわせて6件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番ないし4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
- 番号5番及び6番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。
- なお、番号5番につきましては、経営面積が0となっておりますが、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく計画についての番号60番ないし75番における貸借権等設定におきまして、下限面積要件で定められ

た2ヘクタールを超えることを確認しております。

いずれも、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（松木 一幸） はい、7番松木です。  
番号1番及び2番について補足説明いたします。  
番号1番及び2番につきましては、売主が所有する農地を買主に売却する案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えていますので、よろしく申し上げます。

○委員（平 克洋） はい、14番平です。  
番号3番及び4番について補足説明いたします。  
番号3番及び4番につきましては、売主が所有する農地を買主に売却する案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。  
番号5番について補足説明いたします。  
番号5番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に無償で貸し付ける案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。  
番号6番について補足説明します。  
番号6番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に無償で貸し付ける案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし4番及び使用貸借権設定番号5番及び6番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局(武田 主任) 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。  
議案の9ページを御覧ください。  
本申請の転用目的は甲種農地における農家住宅の建設であります。  
次に資料ですが、議案第2号資料のうち、位置図をお開きください。  
申請地はJR東旭川駅から南南東方向へ約3.2kmのところに位置します。  
次に土地利用計画図をお開きください。  
農家住宅のほか、駐車場、雪堆積場等を併設する計画となっております。  
次のページ、審査表をお開きください。  
農地区分の判断につきまして1の(1)及び(2)を御覧ください。  
申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地であることから、甲種農地と判断されます。  
申請地以外の代替地については1の(3)に記載のとおり、申請地の隣接地に申請者が経営する農地所有適格法人の事務所及び農業用施設があり、経営効率の観点から他に代替性が無いと判断されます。  
2ページにお移りください。  
一般基準について順に御説明いたします。  
事業実施の確実性については、資力について、融資証明書の添付があり問題無いほか、許可後から建築予定など事業に遅滞なく取りかかる見込みもあるなど、問題は無いと思われます。  
続いて4ページにお移りください。  
例外許可事由について4に記載しております。  
甲種農地の転用については、原則転用不許可とされておりますが、農地法施行規則第38条において「市が策定する農業振興地域整備計画に従って行われるもの」との例外規定があり、本件はこれに該当するものです。  
総合判断について5に記載しており、農家住宅の転用について、許可が相当と考えられる旨を記載しております。  
同じページの下段の「北海道農業会議への意見聴取の有無」を御覧ください。

さい。

本件は30アール以下の農地転用案件で、農家住宅の転用申請であることから、北海道農業会議への意見聴取を行わず、北海道へ進達したいと考えております。

次に意見書(案)の裏面をお開きいただき、表の下から4項目目「総合意見」を御覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(高倉 伸淳) はい、10番高倉です。  
番号1番について補足説明いたします。  
番号1番につきましては、農家住宅の申請であります。  
申請者は、今後ますます農業に精励するために農家住宅を建設するものであり、地域として問題無いと考えられますので、よろしくお願いたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、北海道農業会議への意見聴取は行わず、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局(武田主任) 事務局。  
日程第3議案第3号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について」を御説明いたします。  
議案の11ページを御覧ください。  
本件は畜産業を営む個人が、農地転用の許可無く、放牧地や建築物等を設置したものであります。  
次に資料ですが、議案第3号資料のうち位置図をお開きください。

違反地はJR西御料駅から南南西方向へ約700mのところに位置します。

次に、違反転用箇所詳細図をお開きください。

図のうち、太枠の部分を違反転用したものです。

次に、最終ページの違反転用事案報告書を御覧ください。

違反行為に至るまでの経緯について、下から2つ目の欄に記載のとおり、平成20年5月頃に農地転用の許可無く放牧地等を設置したほか、令和元年10月頃に牧草及び農機具を収納するビニールハウスを設置しております。

次に裏面をお開きください。

農業委員会の取った措置については、上から5項目目に記載のとおり、平成30年4月20日に農業委員及び農業委員会事務局職員で現地調査を実施し、違反転用の状況を確認いたしました。農地転用の許可無しでの各施設の設置は農地法違反であることを指導しております。

その後、違反者において違反転用の手続きや農地転用の手続きの準備をしておりましたが、なおも農地法手続きに係る解釈に誤りがあり、農業用施設であれば農地法の許可が不要と考えて、令和元年10月頃に牧草や農機具を収納するビニールハウスを設置しております。

これにつきましても、農地法違反であることを改めて説明し、正しく手続きを行うよう指導をしたところであります。

これらを踏まえ、農業委員会の意見として最後に記載しております。

違反転用者が農地法の認識不足を認めて深く反省していること、農地法に規定される農地転用の許可事由に該当する転用の意向があること、今後は農地法を遵守しながら、より一層農業に精励する意向があること等を勘案し、追認で処理することはやむを得ないものと考えており、意見として北海道へ提出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。

番号1番について補足説明いたします。

この土地につきましては、違反者が親から農地を引き継ぎ、自ら畜産業を営むために施設の建設をおこなってきたものです。

違反の内容については、農地転用の手続きを行わずに建築物等を設置したものです。

違反者においては、今後ますます畜産業に精励するため、農地転用手続きを経て、新たな畜舎を設置したい意向を持っております。

詳細な内容は事務局の説明のとおりです。

違反者は、今回の転用違反について、農地法に対する認識不足を認め、違反をしてしまったことを深く反省しております。

地域としても、追認で処理することはやむを得ないとの意見を沿えて、違反転用の事実について違反転用事案報告書を北海道知事に提出するべきと考えますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について、審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、違反転用事案報告書を知事に送付することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。  
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。  
御審議いただく全体の件数といたしましては、所有権移転は8件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が3件、永山地区が1件、西神楽地区が3件、東旭川地区が1件となっています。  
賃借権等設定は133件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が9件、永山地区が10件、江神地区が8件、西神楽地区が20件、東旭川地区が86件となっています。  
集積面積は、336.53ヘクタールでございます。  
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
賃借権等設定の番号8番につきましては、川上委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（川上 和幸） (退席)

- 議長（鈴木 剛） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
賃借権等設定の番号8番につきましては、老齢のため農地全てを貸し付ける案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。  
この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。  
賃借権等設定の番号8番について、補足説明いたします。  
番号8番の案件につきましては、老齢のため農地全てを貸し付ける案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るということで問題無いと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号8番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号8番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（川上 和幸） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 川上委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
続きまして、賃借権等設定の番号19番の案件につきましては、宿谷委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（宿谷 昌一） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは、事務局から説明いたします。



- 事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
賃借権等設定の番号19番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。  
この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（鷺尾 勲） はい、2番鷺尾です。  
賃借権等設定の番号19番について、補足説明いたします。  
番号19番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件であり、借主の農業経営及び地域農業の振興に資するものでありますので、問題ないと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号19番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号19番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（宿谷 昌一） (着席)
- 議長（鈴木 剛） 宿谷委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
続きまして、賃借権等設定の番号46番の案件につきましては、吉田委員に関係があります。部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（吉田 清） (退席)
- 議長（鈴木 剛） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号46番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宮嶋 睦子） はい、13番宮嶋です。  
賃借権等設定の番号46番について、補足説明いたします。  
番号46番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件であり、借主の農業経営及び地域農業の振興に資するものでありますので、問題ないと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号46番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号46番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（吉田 清） （着席）

○議長（鈴木 剛） 吉田委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
所有権移転の8件につきましては、すべて農地移動適正化あっせん事業による売買です。

議事参与制限の3件を除いた賃借権等設定130件の内訳につきましては、農地保有合理化事業による貸付案件が2件、期間更新案件が45件、解約再設定案件が5件、借主変更案件が61件、新規賃借設定案件が16件、利用権移転案件が1件となっております。

以上、138件の計画につきましても、先程御審議いただいた3件の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等

促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（松木 一幸） はい、7番松木です。  
番号1番ないし3番について補足説明します。  
番号1番ないし3番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員（鷺尾 勲） はい、2番鷺尾です。  
番号4番について補足説明します。  
番号4番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員（平 克洋） はい、14番平です。  
番号5番ないし7番について補足説明します。  
番号5番ないし7番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

○委員（笹田 文彦） はい、8番笹田です。  
番号8番について補足説明します。  
番号8番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし8番、賃借権等設定番号1番ないし7番、9番ないし18番、20番ないし45番、47番ないし133番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。  
日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を御説明いたします。

本件は、農地中間管理事業により設定された利用権を移転する案件です。

今回御審議いただく案件の農地につきましては、平成27年2月28日に農地中間管理事業により利用権が設定されておりますが、現在の借受人が経営移譲することに伴い、借受予定者である後継者に利用権を移譲しようとするものであります。

賃借権設定期間の始期は、北海道知事の認可予定公告日である令和2年5月15日となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。  
番号1番について補足説明いたします。  
番号1番につきましては、経営移譲のため権利を移転するものであり、問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第5号について、「異議なし」と認め、農用地利用配分計画案は適正であると決定をいたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第6議案第6号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。  
日程第6議案第6号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案第6号及び議案第6号資料を御覧ください。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、「市町村長は農業委員会の意見を聴くものとする。」とされており、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や、農地の利用関係の調整等において重要な役割を担っているため、旭川市長からこの計画変更についての意見を求められているものです。

今回につきましては、編入が9件、除外が1件、マスタープランの変更が2件となっておりますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第6号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第6号「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

---

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、合計12件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、西神楽地区で4件、永山地区で1件、東旭川地区で7件となっております。  
届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、報告第1号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根主任） 事務局。

日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計65件あり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で1件、永山地区で2件、東旭川地区で60件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、報告第2号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第9報告第3号「あっせん候補者の登録について」を事務局から説明いたします。

○事務局（武田主任） 事務局。

日程第9報告第3号「あっせん候補者の登録について」は、東鷹栖地区で4件、西神楽地区で2件の申出があり、議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第10報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。

○事務局（長根主任） 事務局。  
日程第10報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

本件について、報告書の提出があった法人は11法人です。

この法人につきまして、別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第11報告第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を事務局から説明いたします。

○事務局（武田主任） 事務局。  
日程第11報告第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

番号1番は、令和元年6月25日の第3回定例農地部会において御審議いただいたもの、番号2番ないし番号15番は令和元年10月25日の第7回定例農地部会において御審議いただいたものになります。

これらにつきましては、市農政部と北海道とのやり取りの中で一部の案件を取り下げる等があったことから、再度意見を求められたものであります。

この計画については、既に「変更案は妥当である」旨を旭川市長に回答することを決定しておりますことから、既に市農政部へ回答済みでありますので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第5号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会  
を閉会いたします。